

三田市長 森 哲 男 様

三田市まちづくり基本条例検証委員会
委員長 中 瀬 勲

三田市まちづくり基本条例の施行状況の検証について（答申）

令和4年7月29日付三政第26号で諮問のありました標記の件について、当委員会において慎重に審議を重ねた結果、下記の意見を付して答申します。

なお、審議過程において各委員から提出された意見に対しては、今後における三田市まちづくり基本条例の推進において十分に配慮されるよう求めます。

記

三田市まちづくり基本条例の施行状況を検証した結果、同条例は概ね適正に運用されており、今回の検証をもって速やかに同条例を改正する必要性はないと判断する。

なお、国による個人情報保護法の改正に伴い、同条例第11条の規定の改正が必要となることを参考までに申し添える。

1 全般的な意見

(1) 客観的な評価の確保

三田市まちづくり基本条例の施行状況の検証にあたっては、5年前の前回検証時における施行状況とその後5年間の取組内容を比較することにより確認する必要がある。今回、審議資料として市がとりまとめた三田市まちづくり基本条例検証シート【資料3】（以下「検証シート」という。）には、主な取組内容の記載はあるものの、一部において5年前の前回検証時と取組内容が同じ記載や具体的な数値の欠落が散見された。幸いにして、今回の審議は、後記3に記載する委員の共通理解を図るための新たな取り組み等によりこうした疑義の解消が図れたが、5年後の次回検証時には、客観的な評価の確保に向けて具体的な取組内容や数値の記載に努められたい。

(2) 市政への市民参加手法の拡充

コロナ禍を受け、多くの会議が対面ではなくリモートで行われるようになったが、リモート会議の普及により、単にコロナ対策だけではなく、遠方や体の不自由な方など様々な事情にある市民にとっても市政に参加しやすい環境が整備されたところであ

る。したがって、今後もあらゆる手法を用いるとともに、会議の開催日時を工夫するなど、市民が参加しやすい柔軟かつ多様な市政参加手法の拡充に努められたい。

(3) 地域間コミュニケーションの支援

既成市街地、農村部、ニュータウンの3つの異なる地域があることが三田市の特徴であり、これら地域間の交流は、それぞれの相乗効果を生み出す肝のように考える。三田市まちづくり基本条例は、全般的な印象として地域単位を中心に考えられており、地域間やコミュニティ間の視点は今後の第5次三田市総合計画に基づくまちづくりを進めるうえにおいても必要であり、地域間コミュニケーションの支援が望まれる。

2 個別条文に対する意見

(1) 提案、要望等

次に掲げる意見は、各条文の運用にあたっての提案、要望等であり、今後の取り組みにあたっての参考にされたい。

ア 第10条（情報共有のための市議会及び市長等の責務）

(ア) デジタルデバイドの対応として、若者の発想だけではなく、高齢者がフォローしやすいツールを考えるなど、高齢者側からのアプローチも検討してはどうか。

(イ) 「暮らしのガイドブック」を重宝しているのので、3～5年に一度は改訂してはどうか。

イ 第14条（市民参加の環境整備）

包括交付金制度について、地域の状況に応じ、実験的に開始することも検討してはどうか。

ウ 第22条（協働提案）

協働事業提案制度は、応募内容として求められるレベルが高く、応募にあたり相当の覚悟が必要と感じるので、もう少し簡易に使える制度があるとありがたいと思う。

エ 第30条（人材育成）

自治体DXを推進するデジタル人材や根拠を明確に示す統計分析ができる人材が求められる。これによりEBPM（Evidence-based policy making：証拠に基づく政策立案）の実現、ひいては市民が同じデータでの判断や同じ土俵での参加が可能になると考える。

(2) 検証シート（主な取組内容）の記載に関するもの

次に掲げる意見は、検証シートにおける「主な取組内容」欄の記載に関するもので

あり、5年後の次回検証時の資料作成にあたっての参考にされたい。

ア 第9条（市民への情報発信と共有）

- (ア) 地域版防災マップを市のホームページに掲載し、防災意識の高揚に努めていることを記載する。
- (イ) 地域版防災マップの作成について、進捗状況を把握する数値として、作成済の地区数だけでなく、人口数も記載する。
- (ウ) 避難行動要支援者制度は、この条ではなく第45条（危機管理）の取り組みとしてまとめる方が望ましい。

イ 第10条（情報共有のための市議会及び市長等の責務）

- (ア) 第1項に規定する「適切な時期に、適切な方法で、分かりやすく公開・提供する」取り組みとして、基本的な市民参加の手法に加え、若者を対象としたワークショップや子育て世代へのヒアリングなど、様々なバリエーションが年々増えてきていると思うので、そうした取り組みについても記載する。
- (イ) 第2項に規定する「様々な環境にある市民への対応を促す」取り組みとして、手話や要約筆記サービスなど議会の情報公開・提供に関する取り組みを記載する。
- (ウ) 様々な情報発信はありがたいが、高齢者をはじめとするデジタルデバイドの取り組みについても記載する。

ウ 第14条（市民参加の環境整備）

現在2つの地域が地域計画を策定し、その計画に基づく取り組みを始めようとしていることを記載する。

オ 第16条（企画立案段階からの市民参加）

審議過程で別途提供された資料で確認できるとおり、第5次三田市総合計画の策定にあたっては多くの市民参加の手法が採用されており、こうした点をもう少しまとめて記載する。

オ 第20条（地域コミュニティ）

この条の主語は市民であることから、行政の取り組みではなく、市民の取り組みを記載する。

【例】 現在18組織が結成されているまちづくり協議会の活動は、それぞれが異なっており、中でもゆりのき台まちづくり協議会では、住民グループからの提案により事業を実施する手上げ方式による課題解決型の活動を展開されている。

カ 第21条（協働の推進）

重要な役割を担う市民活動推進プラザの検証として、相談件数や講座回数など活動が分かる情報を記載する。

キ 第22条（協働提案）

協働事業提案制度について、要件が厳しく機能しないとの反省から制度をリニューアルした結果、旧制度では基準に適合せず不採択となった4団体のうち、3団体が新制度のもとで応募があるなど、分かりやすく使いやすい制度になったことを成果として記載する。

3 その他の意見

今回の審議では、5年前の前回検証時の答申に付された意見※に基づき、次の2点を実施した。

- ① 第1回審議では、条例の概要のほか、検証の対象や方法、各事業や制度等の取組内容など、今後の審議を進めるに当たっての説明に重点を置き、委員の共通理解を図ったこと。
- ② その後、第2回審議に先立ち、審議資料である「検証シート」【資料3】における質問や疑問等の事前受付及び事前回答を実施し、その結果をとりまとめ全委員で共有することにより委員の共通理解を深めたこと。

こうした取り組みは、委員の共通理解の促進等に加え、議論を進める上でも論点が整理され明確になるなど、効果的かつ効率的な審議が可能となったので、5年後の次回検証時はもとより、可能な限り他の委員会等でも積極的に採用することを推奨したい。

※【「三田市まちづくり基本条例の施行状況の検証について（答申）(H29.10.19付)」(抜粋)】

(3) その他、今後の検証のあり方に関する意見

- ① 検証は、多様な市民等の参加を前提に、限られた時間の中で本質的な議論を行う必要があるため、参加者の対象理解を可能な限り深めておくことが望ましい。したがって、委員会等の運営に際しては、当初に委員が必要な知識を習得する段階を得られるよう、検証の手順を配慮すべきである。

【参考】

三田市まちづくり基本条例検証委員会委員名簿

(敬称略、定数8人)

委員長	中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館館長
副委員長	赤澤 宏樹	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
委員	味岡 佳英	市民委員
委員	足立 泰美	甲南大学経済学部教授
委員	奥田 夏子	市民委員
委員	清水 陽子	関西学院大学建築学部教授
委員	長岡 徹	関西学院大学法学部教授
委員	長谷川 良果	市民委員

三田市まちづくり基本条例検証委員会の審議過程

第 1 回	令和4年7月29日	条例概要及び施行状況の説明、検証方法の確認
第 2 回	令和4年8月23日	条例の施行状況の検証①
第 3 回	令和4年9月 2日	条例の施行状況の検証②、答申案の審議